

郡山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

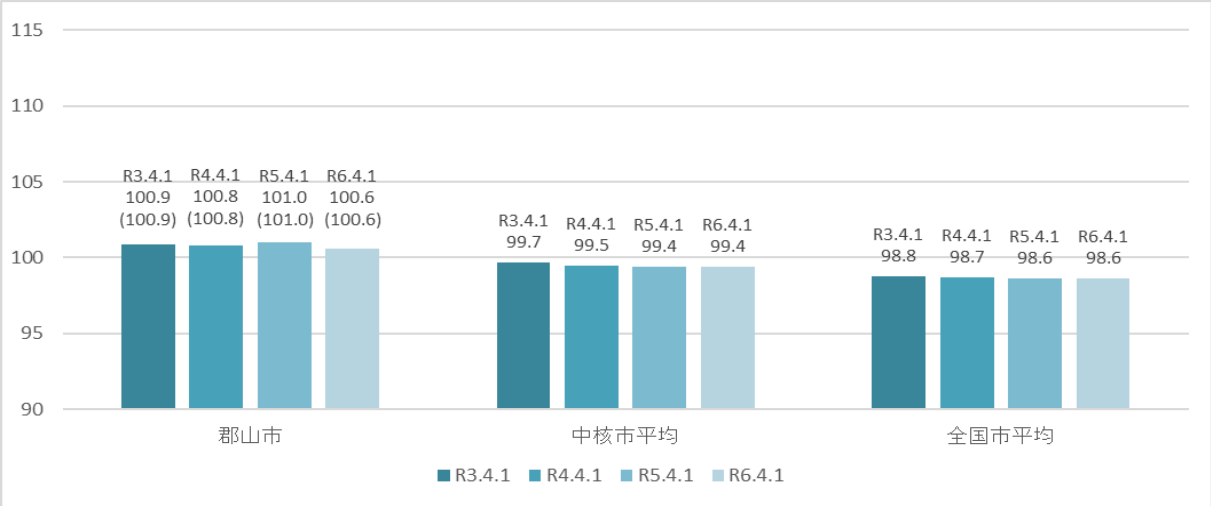
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 315,155	千円 142,036,623	千円 6,751,156	千円 18,157,041	% 12.8%	% 12.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 1,790	千円 7,096,222	千円 1,239,664	千円 2,798,602	千円 11,134,488	千円 6,220	千円 6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている理由としては、本市の行政職給料表は福島県人事委員会勧告に基づく福島県行政職給料表に準拠しておりますが、当該給料表の給料月額が国の行政職俸給表（一）の俸給月額の水準を上回っていること及び平成18年度に実施した給与構造の見直しの実施時期の国との相違等が挙げられます。

今後につきましても、県内の民間企業の給与の実態を反映した福島県人事委員会勧告を踏まえながら、給与水準の適正化を図ってまいります。

(4) 給与改定の状況

本市は人事委員会を設置していないため、省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ、平均0.7%の引下げを実施しました。なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間にわたり経過措置(現給保障)を実施していました。医療職給料表を除く他の給料表についても行政職給料表との均衡を踏まえた見直しを実施しました。

② 地域手当の見直し

本市は地域手当支給対象地域外のため、省略

③ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました。
(平成27年4月1日)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
郡山市	44.6 歳	341,424 円	412,092 円	370,605 円
福島県	42.8 歳	326,500 円	407,692 円	357,321 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	- 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
郡山市	56.7 歳	117 人	342,192 円	367,329 円	348,057 円	-	-	-	-
うち清掃職員	56.7 歳	18 人	347,322 円	380,986 円	357,806 円	廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	1.21
うち学校給食員	55.9 歳	23 人	367,061 円	378,826 円	371,391 円	飲食物調理従事者	44.5 歳	246,200 円	1.54
うち用務員	58.3 歳	39 人	317,521 円	343,013 円	323,556 円	運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.4
うち運転手	61.1 歳	3 人	284,267 円	359,969 円	286,433 円	乗用自動車運転者	58.7 歳	200,700 円	1.79
うちその他	54.8 歳	34 人	356,065 円	380,864 円	360,653 円	-	-	-	-
福島県	54.6 歳	131 人	311,300 円	349,037 円	323,940 円	-	-	-	-
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	- 円	-	-	-	-
中核市	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
郡山市	-	-	-
うち清掃職員	6,287,397 円	4,376,300 円	1.44
うち学校給食員	6,274,607 円	3,211,000 円	1.95
うち用務員	5,329,943 円	3,297,300 円	1.62
うち運転手	5,105,780 円	2,654,300 円	1.92
うちその他	-	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	郡山市	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	207,100 円	196,200 円
	高 校 卒	174,400 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	183,700 円	164,000 円
	中 学 卒	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

職員の経験年数別学歴別学種別職種の状況（令和6年4月1日現在）					
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	280,723 円	368,008 円	382,809 円	404,258 円
	高 校 卒	242,433 円	304,425 円	357,425 円	370,050 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

(注) 該当する職員がない欄は、「—」としている。

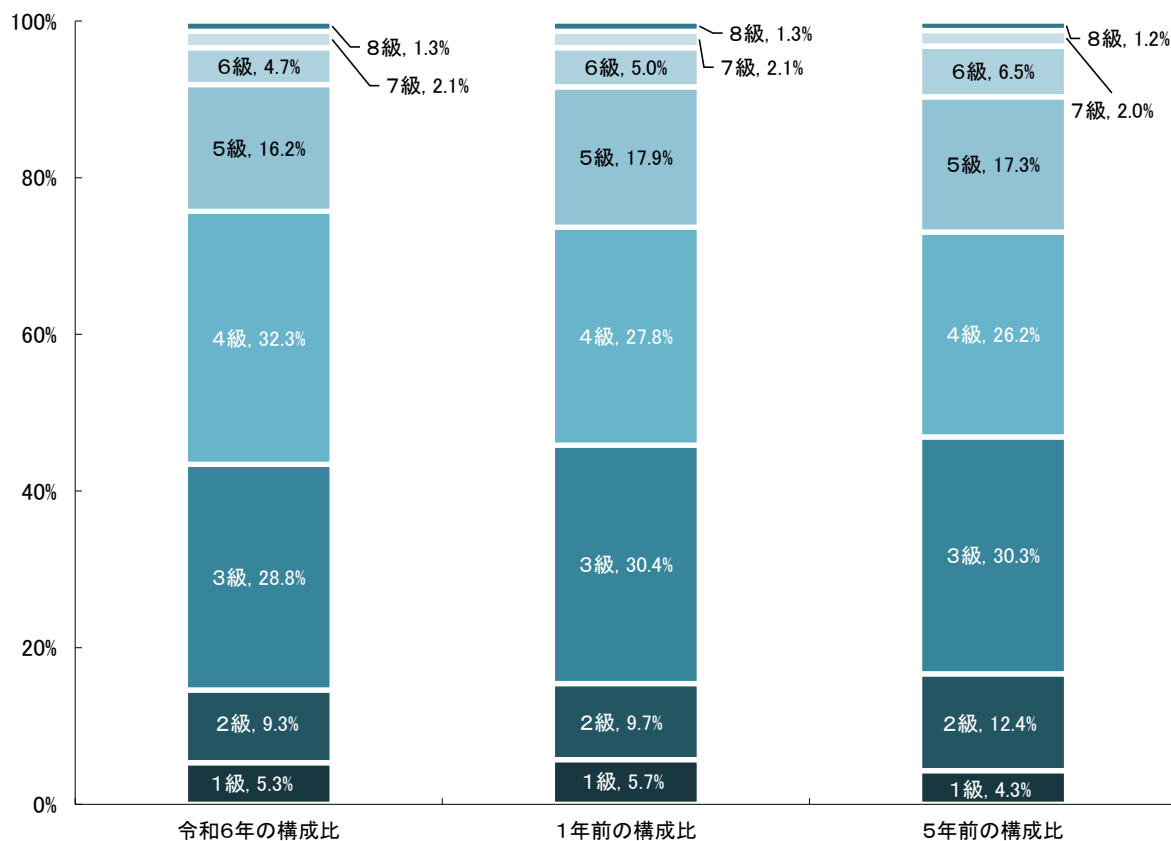
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

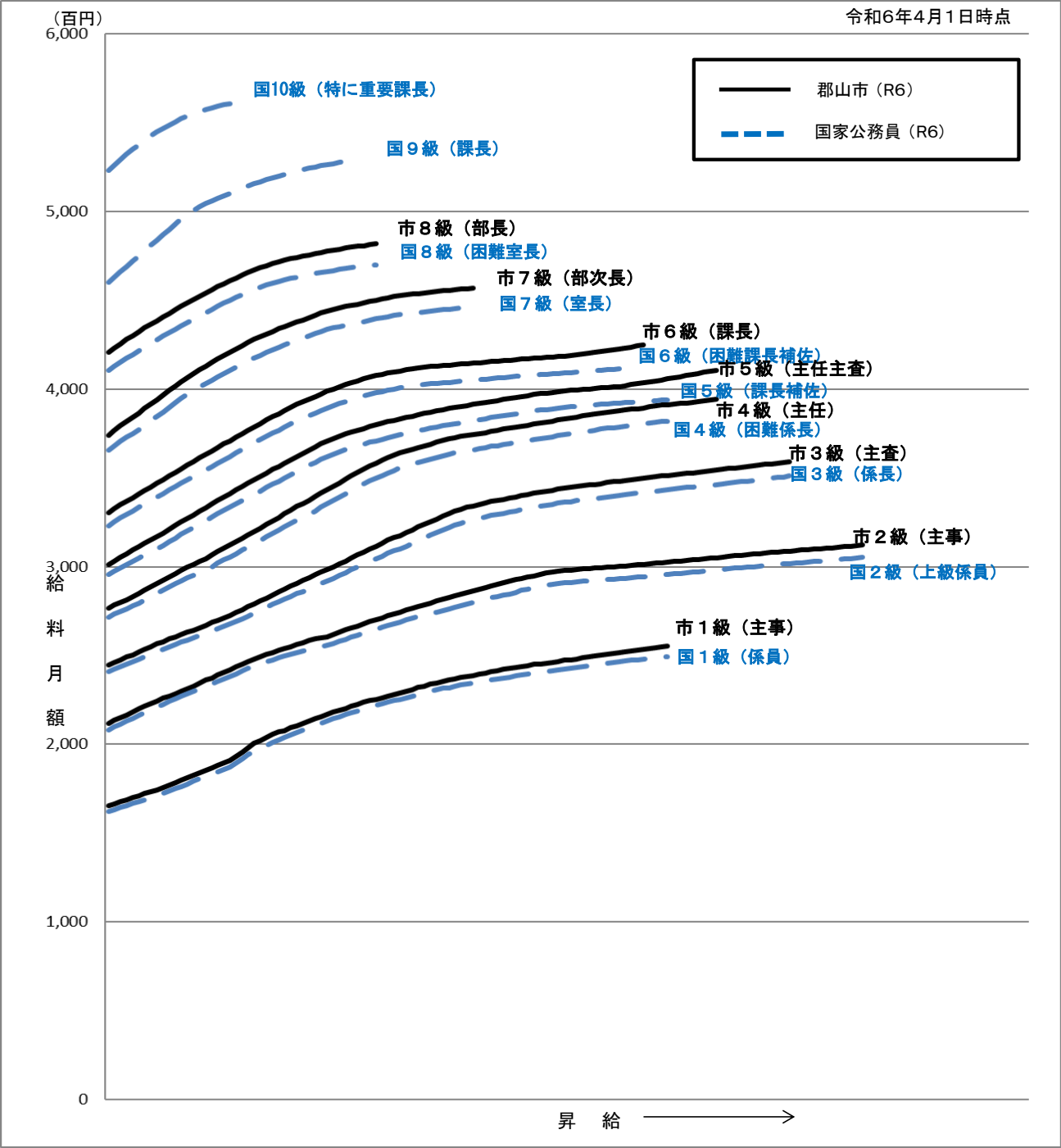
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	68 人	5.3%	165,300 円	255,100 円
2級	主事・技師	119 人	9.3%	211,800 円	312,100 円
3級	主査・技査	367 人	28.8%	244,600 円	359,100 円
4級	係長・主任	412 人	32.3%	276,500 円	394,100 円
5級	課長補佐・主任主査(技査)	207 人	16.2%	301,000 円	410,700 円
6級	課長・主幹	60 人	4.7%	330,300 円	424,800 円
7級	部次長・参事	27 人	2.1%	374,100 円	456,800 円
8級	部長・理事	16 人	1.3%	420,500 円	481,700 円

(注) 1 郡山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (一般行政職) (郡山市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

郡山市	福島県	国
一人当たり平均支給額(令和5年度) 1,568千円	一人当たり平均支給額(令和5年度) 1,663千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（郡山市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

郡山市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	2,030 千円	20,817 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			-	千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)	
該当地域なし	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(注) 支給対象者はいない。

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			26,522 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			74,915 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			15.5 %	
手当の種類(手当数)			20 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務職員及び税外収入徴収事務従事職員の手当	税務部に勤務する職員(給料の特別調整額を受ける職員を除く。)	市税の賦課徴収事務	6,424 千円	月額 6,000 円
	国民健康保険課に勤務する職員で国民健康保険税の賦課事務を主たる職務とするもの(給料の特別調整額を受ける職員を除く。)	国民健康保険税の賦課事務	262 千円	月額 2,000 円
	国保税収納課に勤務する職員(給料の特別調整額を受ける職員を除く。)	国民健康保険税の徴収事務	824 千円	月額 6,000 円
	市長が定める所属に勤務する職員で右記業務に従事した職員	庁外における市税等及び税外収入の徴収事務	32 千円	日額 250 円
	市税等及び税外収入の滞納処分に従事した職員	動産差押の滞納処分事務	1 千円	1件 300 円
医学研究業務従事職員の手当	保健所に勤務する医師で特に勤務に関連した医学に関する調査研究の業務に従事したもの	医学調査研究業務	960 千円	月額 80,000 円
公害調査業務従事職員の手当	環境保全センター又は保健所に勤務し右記業務に従事した職員	公害調査業務	119 千円	日額 350 円
有害薬物取扱業務従事職員の手当	薬剤師で右記業務に従事した職員	有害薬物取扱業務	0 千円	日額 390 円
有害薬品使用業務従事職員の手当	保健所に勤務し右記業務に従事した職員	有害なガス発生を伴う化学検査等の業務	62 千円	日額 290 円
保健訪問指導業務等従事職員の手当	右記業務に従事した職員	精神障害者の訪問調査及び指導等業務	14 千円	日額 340 円
	右記業務に従事した職員	結核患者の訪問指導等業務	6 千円	
感染症予防作業等従事職員の手当	右記業務に従事した職員	感染症患者の救護又は感染症の病原体が付着した物件等の処理作業の業務	0 千円	日額 300 円
	保健所及び食肉衛生検査所に勤務する職員で右記業務に従事した職員	病理試験又は細菌検査の業務	732 千円	日額 600 円
	獣医師で右記業務に従事した職員	狂犬病予防の業務	26 千円	日額 800 円
	右記業務に従事した職員	家畜等の伝染病防疫作業で市長が定める業務	0 千円	日額 300 円
	右記業務に従事した職員	野犬の捕獲業務	360 千円	月額 7,500 円
	右記業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた業務(長時間にわたり接触)	0 千円	月額 4,000 円
	右記業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた業務	1,584 千円	月額 3,000 円
休日・夜間急病センター勤務職員の手当	休日・夜間急病センターに勤務する職員で夜間の看護業務に従事する職員	休日・夜間急病センターにおける変則勤務	1,515 千円	月額 16,500 円
	昼間の看護業務に従事する職員			月額 14,500 円
	夜間の事務業務に従事する職員			月額 12,500 円
	昼間の事務業務に従事する職員			月額 10,500 円
食肉衛生検査所勤務職員の手当	食肉衛生検査所に勤務する職員	食肉衛生検査所業務全般	1,069 千円	月額 6,000 円
	右記業務に従事した職員	と畜の解体検査業務	2,313 千円	日額 1,200 円
不快業務従事職員の手当	右記業務を主たる業務とする職員	ごみの搬出指導及び不法投棄の監視の業務	252 千円	月額 3,000 円
	右記業務に従事した職員	犬、猫等の死体処理業務	495 千円	1件 250 円
	クリーンセンター及び埋立処分場に勤務する職員	ごみ処理及びごみ埋立処分の業務	2,895 千円	月額 8,500 円
火葬場勤務職員の手当	東山悠苑に勤務する職員	火葬の業務	292 千円	月額 13,500 円

危険物貯蔵施設等検査業務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	し尿処理施設若しくはごみ処理施設又は産業廃棄物の検査業務	0 千円	日額	300 円
有機燐製剤等の散布作業従事職員の手当	右記業務に従事した職員	農作物の病害虫駆除又はそ 族昆虫駆除のための有機燐 製剤等の調査、散布及びこれ らの実施指導の業務	0 千円	日額	100 円
特殊車両又は大型車両運転作業従事職員の 手当	右記業務に従事した職員	グレーダ、ロードスイーパー若し くはタイヤドーザ又は大型自 動車の運転業務	18 千円	日額	300 円
道路上作業従事職員の 手当	道路維持課に勤務し右記業務に従事した職員	道路の維持修繕業務	174 千円	月額	3,000 円
高所作業等従事職員の 手当	右記業務に従事した職員	地上10メートル以上の足場の 不安定な箇所での作業又は 検査業務	1 千円	日額	180 円
建築主事の手当	建築主事の資格を有する職員	建築主事の業務	90 千円	月額	2,500 円
社会福祉職員の手当	社会福祉法第15条第1項第1号若しくは第2号に掲 げる職員及び市長がこれらに準ずると認めた職員 並びに身体障害者福祉司及び知的障害者福祉 司のうち右記業務に従事した職員	生活保護法、身体障害者福 祉法、児童福祉法又は知的 障害者福祉法に規定する業 務	5,821 千円	月額	7,600 円
行旅死亡人等取扱業 務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人の取扱業務	160 千円	1件	5,000 円
	右記業務に従事した職員	行旅病人の救護業務	1 千円	1件	1,000 円
用地等交渉業務従事 職員の手当	右記業務に従事した職員	庁外において市長が定める土 地の取得等交渉業務	20 千円	日額	300 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	543,283 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	335 千円
支給実績(令和4年度決算)	628,005 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	385 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の
4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはなら
ない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	-	174,797 千円	231,826円
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら居住するための住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に支給 (支給額) ・家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円を超え54,500円未満 (家賃-20,500円)×1/2+11,000円 ・家賃54,500円以上 28,000円	異なる	(支給要件) 国は月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円	118,235 千円	294,849円
	2 配偶者等の居住する借家・借間 (1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者に支給 (2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者に支給 (支給額) 1により算出される額の1/2の額		(支給要件) 国は月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 1により算出される額の1/2の額		
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員に支給 (支給額) ・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし50,000円を超える場合、超える額の1/2を加算) ・交通用具利用者 4,000円～37,000円 ・交通用具のうち、自転車は4,000円、原動機付自転車・自動二輪車は4,300円 ・民間駐車場を借上者には別途加算措置(駐車料金の1/2、上限5,000円)有	異なる	(支給額) ・国は55,000円以下については運賃等相当額 ・交通用具利用者 2,000円～31,600円	142,932 千円	104,788円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員等で特殊な専門的知識を必要としかつ採用による欠員補充が困難と認められる職に一定期間支給 (支給額) 支給期間等に応じた額 医師 309,200円～51,900円 獣医師 50,000円～8,000円	異なる	(支給対象) 国は医師、医系技官等、研究員等	8,232 千円	633,231円
管理職手当(給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員のその特殊性に基づき、規則で指定する職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額 (定額) 49,300円～96,500円	異なる	(支給額) 一般行政職の場合 4級5種46,300円～ 10級1種139,300円	283,902 千円	682,456円

特地勤務手当	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する勤務所への異動に伴い居所を移転した職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額にそれぞれの支給率を乗じた額 (級別区分) (支給率) 湖南地区 4%	異なる	郡山市内で該当地区なし	0 千円	0円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	-	42 千円	41,230円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき5,500円	異なる	一般の宿日直の場合、4,400円	11 千円	11,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等又は平日深夜(午前0時～5時)に勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(職務の級の区分に応じて定める額)	異なる	週休日等:6,000円～12,000円(6時間を超える場合は150/100を乗じた額) 平日深夜:3,000円～6,000円	306 千円	14,548円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同じ	-	2,358 千円	62,047円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて市内に滞在することを要する場合に、当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	-	-	0 千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考) 中核市における最高／最低額
給料	市 長	1,057,000 円	1,180,000円/707,000円
	副 市 長	888,000 円	960,000円/696,000円
報酬	議 長	685,000 円	823,000円/584,000円
	副 議 長	638,000 円	747,000円/504,000円
	議 員	600,000 円	700,000円/475,000円
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合) 3.35月	
	副 市 長		
	議 長	(令和5年度支給割合) 3.35月	
退職手当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 長	給料月額×在職月数×42.4／100 21,512,064円 任期毎 給料月額×在職月数×30.5／100 13,000,320円 任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

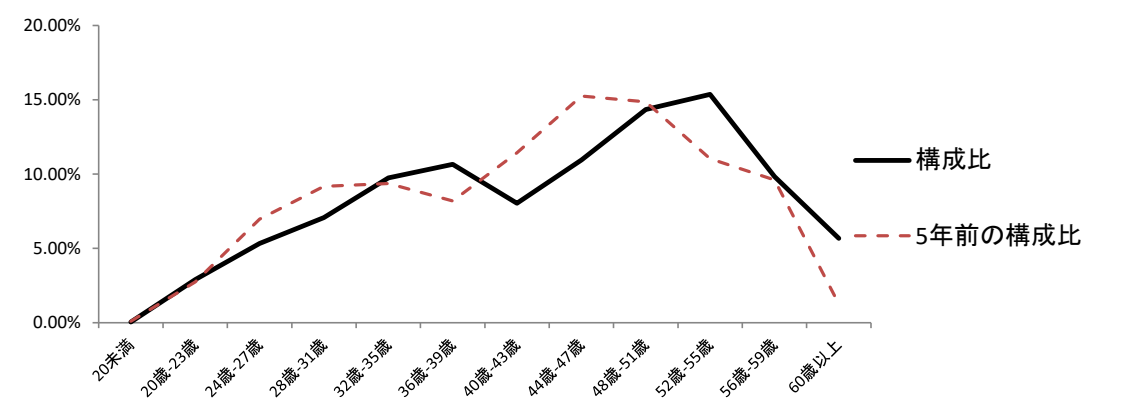
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	16	16	0	
		総 務	467	466	△ 1	業務体制の見直し
		税 務	110	109	△ 1	業務体制の見直し
		民 生	446	453	7	全庁課題対応による増
		衛 生	226	234	8	業務体制の見直し
		労 働	4	4	0	
		農 林 水 産	94	93	△ 1	業務体制の見直し
		商 工	25	24	△ 1	事務の民間委託
		土 木	221	221	0	
		計	1,609	1,620	11	<参考> 人口1万人当たりの職員数51.40人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 47.84人)
	特別行政部門	教育	181	189	8	業務体制の見直し
		小 計	1,790	1,809	19	<参考> 人口1万人当たりの職員数57.40人 (中核市の人口1万人当たりの職員数65.57人)
公営企業等 会計部門	水 道	83	85	2	業務体制の見直し	
	下 水 道	70	69	△ 1	業務体制の見直し	
	そ の 他	107	100	△ 7	全庁課題対応による減	
	小 計	260	254	△ 6		
	合 計	2,050 [2,488]	2,063 [2,488]	13 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数65.46人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
3 定員管理上、下水道及びその他(国保、介護等)は、公営企業等会計部門に含まれる。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳	52歳-55歳	56歳-59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 60	人 110	人 146	人 201	人 220	人 166	人 226	人 296	人 317	人 203	人 117	人 2,063

(3) 職員数の推移

部門別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,582	1,594	1,612	1,613	1,609	1,620	38 (2.4 %)
教 育	201	189	184	180	181	189	△ 12 (△ 6.0 %)
警 察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計計	1,783	1,783	1,796	1,793	1,790	1,809	26 (1.5 %)
公営企業等会計計	256	260	259	258	260	254	△ 2 (△ 0.8 %)
総合計	2,039	2,043	2,055	2,051	2,050	2,063	24 (1.2 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

・上下水道事業（簡易水道事業、農業集落排水事業を含む）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5 年度	千円 15,728,699	千円 2,508,410	千円 1,037,830	% 6.6%	% 6.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費372,001千円を含まない。

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	
令和5 年度	人 153	千円 651,397	千円 113,554	千円 266,687	千円 1,031,638	千円 6,743	千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
郡 山 市	47.6 歳	358,482 円	561,895 円
市町村(政令指定都市を除く)平均	45.2 歳	335,879 円	505,135 円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

郡山市				郡山市(一般行政職・技能労務職等)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,743 千円				1,568 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.00 月分		2.45 月分		2.00 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

郡山市			郡山市(一般行政職・技能労務職等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	21,489 千円	21,237 千円	1人当たり平均支給額	2,030 千円	20,817 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和 年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和 年度決算)		- 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
該当地域なし	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			380 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			16,522 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			15.0 %	
手当の種類(手当数)			9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
停水処分手当	お客様サービス課に勤務する職員	停水処分業務	0 千円	1件 250 円
滞納整理手当	お客様サービス課に勤務する職員	滞納整理業務	0 千円	日額 250 円
特殊作業手当	お客様サービス課に勤務する職員	汚水・汚物を処理して行うメーター調査業務等	0 千円	月額 1,000 円
	浄水課に勤務する職員	沈殿池等の清掃業務	0 千円	日額 250 円
	浄水課に勤務する職員	取水のための凍結水解業務	0 千円	日額 250 円
	浄水課に勤務する職員	胴長等を着用しての除塵業務	0 千円	日額 250 円
危険手当	浄水課に勤務する職員	ポンプ場高圧電気設備のブラシ交換等業務	0 千円	日額 150 円
	水道施設課に勤務する職員	車道における仕切弁等操作業務	18 千円	日額 150 円
	浄水課に勤務する職員	毒物及び劇物を使用しての水質検査業務	183 千円	日額 150 円
出動手当	水道施設課に勤務する職員	帰宅後出勤を命ぜられたときの管洗浄等業務	40 千円	日額 250 円
用地交渉手当	水道施設課に勤務する職員	土地取得のための契約交渉業務	0 千円	日額 300 円
不快業務従事職員の 手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の死体処理業務	0 千円	1件 250 円
	お客様サービス課に勤務する職員	浄化槽の立入検査業務	9 千円	日額 300 円
	右記業務に従事した職員	下水道の清掃業務	15 千円	日額 300 円
	お客様サービス課に勤務する職員	水洗便所取付検査業務	114 千円	1件 50 円
深所作業等従事職員の 手当	右記業務に従事した職員	水面下4メートル以上の箇所での作業又は検査の業務・地表下4メートル以上の箇所で防毒マスク等を使用して行う作業又は検査の業務	1 千円	日額 180 円
感染症予防作業等従 事職員の手当	右記業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた業務	0 千円	月額 3,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	43,189 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	369 千円
支給実績(令和4年度決算)	47,626 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	414 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	23,611千円	248,537円
住居手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	10,562千円	330,075円
通勤手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	11,687千円	91,306円
管理職手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	24,031千円	667,528円
夜間勤務手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	- 千円	- 円
寒冷地手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	- 千円	- 円